官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働五五）　二
〔法規的告示〕
○未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置等を定める件（文化庁六）　二
〔その他告示〕
○消防法施行規則第四条の四第五項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（消防庁二）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産五四九～五六〇）　三
○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録の更新をした件（経済産業五三）　五
○建設業法に基づく登録技術試験実施機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通二八〇）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同二八一、二八四～二八六）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同二八二、二八三）　六
○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（防衛八一）　八
○道路に関する件（東北地方整備局四五、四六）　八
○道路に関する件（中部地方整備局五九）　九
○道路に関する件（近畿地方整備局五九）　九
〔国会事項〕
内閣　内閣府　九
〔人事異動〕
内閣　内閣府　九
〔叙位・叙勲〕
官庁事項　九
〔官庁報告〕
組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料及び飼料添加物について（公表）
（農林水産省）　一〇
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　一〇
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇
国家試験
中小企業診断士試験に関する公告
（経済産業省）　一〇
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（兵庫県公安委配一）　一二
〔公　告〕
諸事項
官庁
鉱業財団、裁定表記載関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他

省　令

○厚生労働省令第五十五号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第十九条の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月八日

厚生労働大臣　福岡　資麿

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

令第九十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　職業訓練受講給付金等（第十条―第二十条）	第二章　職業訓練受講給付金（第十条―第二十条）
第三章・第四章　（略）	第三章・第四章　（略）
附則	附則
第二章　職業訓練受講給付金等	**第二章　職業訓練受講給付金**
（教育訓練等を受講する特定求職者に対する貸付けに係る保証を行う一般社団法人等への補助）	（新設）
第十六条の二　前条に規定するもののほか、特定求職者の職業に関する教育訓練その他の訓練であって職業安定局長が定めるものの受講を容易にするための資金の貸付けに係る保証を行う一般社団法人又は一般財団法人に対して、当該保証に要する経費の一部補助を行うものとする。	

附　則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

法規的告示

○文化庁告示第六号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条の三第一項第一号及び同条第二項第二号（これらの規定を同法第百三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置等を次のように定める。

令和七年四月八日

文化庁長官　都倉　俊一

（未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置）

第一条　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号。以下「法」という。）第六十七条の三第一項第一号（法第百三条において準用する場合を含む。）に規定する文化庁長官が定める措置は、権利者情報（法第六十七条第一項第一号に規定する権利者情報をいう。以下この条において同じ。）を取得するために次に掲げる全ての措置をとり、かつ、当該措置により取得した権利者情報その他の保有する権利者情報に基づき著作権者の連絡先又は連絡場所を保有するに至ったときには、二以上の連絡先又は連絡場所（一の連絡先又は連絡場所のみを保有している場合にあっては、当該連絡先又は連絡場所）に宛てて連絡を行い、その到達した日から十四日を経過するまでの間、未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思に係る応答を確認することとする。

一　著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、通常の方法により表示される情報を確認すること

二　広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイトにおいて情報を検索し、当該未管理公表著作物等の著作権者が開設していることが想定されるウェブサイト及び著作権者の委任を受けて権利者情報を掲載していることが想定されるウェブサイトを閲覧すること

三　著作権者の委任を受けて権利者情報を掲載しているウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイトにおいて情報を検索し、当該未管理公表著作物等の著作権者の委任を受けて権利者情報を掲載していることが想定されるウェブサイトを閲覧すること

2　前項の連絡は、国内のものと認められる連絡先又は連絡場所に対して行うものとする。

（著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報）

第二条　法第六十七条の三第二項第二号（法第百三条において準用する場合を含む。）に規定する文化庁長官が定めるものは、著作物の利用の許諾に係る利用方法及び条件その他の著作物の利用の可否に関する情報又は著作物の利用に関する協議の求めを受け付ける意思及びその協議の求めを受け付けるための連絡先その他の利用の可否に係る著作権者の意思を確認できる連絡手段に係る情報（次条において「著作物利用可否等情報」という。）とする。

2　前項の著作物の利用の可否に関する情報のうち次の各号のいずれかに該当するものに付されているものは、法第六十七条の三第二項（法第百三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項に規定する情報に該当しないものとみなす。

一　著作物の原作品又は複製物であって、法第三十一条第七項（法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき国立国会図書館から図書館等に対して自動公衆送信を行う対象となる絶版等資料として、国立国会図書館のウェブサイトに公表されているもの

二　過去になされた法第六十七条第一項（法第百三条において準用する場合を含む。）の裁定に係る著作物であって、当該裁定後に著作権者が判明していないもの

（著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報の公表の方法）

第三条　法第六十七条の三第二項第二号（法第百三条において準用する場合を含む。）に規定する文化庁長官が定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一　著作物の原作品における通常の方法による表示、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際の通常の方法による表示

二　著作権者のウェブサイト又は著作権者の委任を受けて著作物利用可否等情報を掲載しているウェブサイトにおける通常の方法による掲載

附　則

この告示は、著作権法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十三号）の施行の日から施行する。

その他告示

○消防庁告示第二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第五項に規定する登録表示者として左記の者を登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月八日

消防庁長官　池田　達雄

ＡＣＥ―㉖―1323	山本　智史
ＡＥ―㉖―1324	川端　　晃
Ｅ―④―47873	Wonderwall株式会社
Ｅ―⑪―47874	株式会社インテリアシン
Ｅ―㉘―47877	きしもと装飾株式会社
Ｅ―④―47872	佐々木　聖
Ｅ―㉝―47879	掛橋　　悠
Ｅ―⑬―47871	株式会社ＤＩＲＥＣＴＩＯＮ
Ｅ―㊼―47878	株式会社東商会
Ｅ―⑭―47881	株式会社ティーコレクト
Ｅ―㊵―47882	株式会社クラシノ
Ｅ―㉓―47891	株式会社東海クリエイティブ
Ｅ―㉓―47893	株式会社エスパス
Ｅ―⑭―47886	山野　良文
Ｅ―㉝―47888	有限会社石井ハウジング
Ｅ―㉑―47889	株式会社ao
Ｅ―㉑―47900	村瀬　真次
Ｅ―㉑―47901	箕浦　雄大
Ｅ―㉚―47890	石本　勝範
Ｅ―㉗―47894	磯田　憲一
Ｅ―⑦―47896	清水　英祐
Ｅ―⑧―47883	株式会社ＭＡＳＵＯ　ＰＲＯ
Ｅ―①―47887	小澤影里子
Ｅ―①―47898	株式会社ニセコライフプラン
Ｅ―㊵―47899	株式会社インテリアシン
Ｅ―⑮―47884	笠木屋株式会社
Ｅ―②―47895	株式会社やまなみ
Ｅ―㉖―47853	福田　幹生
Ｅ―⑫―47885	株式会社ピクニック
Ｅ―⑮―47897	柴田　一幾
Ｅ―㉔―47868	ネクスアーク株式会社
Ｅ―㊻―47892	株式会社安藤タタミ商店
Ｅ―㊵―47906	中西　彰二
Ｅ―⑭―47875	有限会社村上畳店
Ｅ―㉓―47848	丸山　裕万
Ｅ―㊱―47865	株式会社Liberta
Ｅ―③―47903	小島　誉洋
Ｅ―⑭―47905	株式会社モダンビル管理
Ｅ―㉓―47907	渡邉　　篤
Ｅ―㉞―47911	大月　政博
Ｅ―㉝―47912	井尾　達也
Ｅ―⑮―47902	株式会社インテリーヴ
Ｅ―⑬―47909	菊池総建株式会社
Ｅ―㉓―47908	今枝　伸春
Ｅ―㉓―47916	小島　達也
Ｅ―⑭―47910	有限会社スタジオニブロール
Ｅ―㊸―47917	ＲＯＯＭＳＬＡＢ株式会社
Ｅ―⑬―47915	株式会社テンダー
Ｅ―⑮―47922	長谷川　透
Ｅ―④―47925	株式会社アクロス
Ｅ―⑳―47913	株式会社アクティブコーポレーション
Ｅ―④―47914	有限会社吉岡表具店
Ｅ―㊵―47919	株式会社ＫＩＺＵＫＩ
Ｅ―④―47920	株式会社東北住創
Ｅ―㉝―47926	芦田　俊裕
Ｅ―㊵―47928	有限会社ビッグハウス
Ｅ―㉓―47923	神田　伸雄
Ｅ―①―47927	伊藤　　博
Ｅ―①―47918	大根田　健
Ｅ―⑬―47870	小林商事株式会社
Ｅ―㉜―47933	稲田　勝利
Ｅ―⑬―47904	株式会社ＦＴＳ
Ｅ―㉛―47936	前本　貴志
Ｅ―①―47929	株式会社釧路インテリア
Ｅ―㉗―47931	三光建販株式会社
Ｅ―㉜―47932	福田　修一
Ｅ―㉞―47937	株式会社S. style
Ｅ―⑲―47942	赤池　真一
Ｅ―㉞―47946	株式会社土居内装
Ｅ―㉓―47947	株式会社インターライズ
Ｅ―㉒―47950	株式会社ハットリホーム
Ｅ―㉓―47924	有限会社キャスト
Ｅ―㉗―47945	Smart Box株式会社
Ｅ―⑥―47921	斎藤　文夫
Ｅ―㉛―47935	森岡宏一郎
Ｅ―㉖―47949	アルヒテクトン株式会社
Ｅ―⑩―47817	株式会社エクステンド
Ｅ―⑨―47951	株式会社ノザワ内装工業
Ｅ―㊷―47940	徳永　展人
Ｅ―⑭―47938	Ｔ―ＰＬＡＮＮＩＮＧ合同会社
Ｅ―⑳―47944	吉國　尚武
Ｅ―㉘―47934	株式会社髙橋造園
Ｅ―⑮―47943	星野　義章
Ｅ―⑦―47930	平富株式会社
Ｅ―⑬―47939	株式会社ＨＳケイ
Ｅ―①―47941	松岡　真司
Ｅ―⑬―47953	株式会社パーヴワークス
Ｅ―㉘―47954	株式会社カワシマソーイング
Ｅ―①―47955	葛西　良司
Ｅ―㉚―47962	森脇　秀泰
Ｅ―⑧―47957	株式会社サクシーヴ
Ｅ―㉑―47958	石三　　克
Ｅ―㉗―47960	株式会社近畿建創
Ｅ―⑬―47952	株式会社ＨＳパーデザイン
Ｅ―⑪―47963	平野　裕二
Ｅ―㊵―47964	株式会社海辺
Ｅ―㉕―47961	ジーＨフイー株式会社
Ｅ―⑳―47965	太田　勇一
Ｅ―⑫―47956	株式会社ダイキチ
Ｅ―㉓―47959	株式会社G production
Ｆ―㉓―1715	株式会社キンテック
Ｆ―⑬―1716	株式会社ストーム21
Ｆ―⑬―1720	株式会社イーＨスＨス
Ｆ―⑬―1718	株式会社インパクトアコースティックジャパン
Ｆ―⑬―1721	アブス・ジャパン株式会社
Ｆ―⑬―1717	株式会社オリオンコーポレーション
Ｆ―⑯―1723	株式会社林インターナショナル
Ｆ―⑬―1725	あすなろ商事株式会社
ＦＥ―㊵―1719	センスティグループ株式会社
ＦＥ―㉓―1722	株式会社ライフスタイルラボ
ＦＥ―㉓―Ｑ0026	株式会社Ｊ・Ｈ・Ｊ
ＦＥ―⑬―Ｑ0027	山田リビング株式会社

○農林水産省告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（令和三年一月五日農林水産省告示第三十二号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和六十三年二月十七日農林水産省告示第百六十七号（三及び四に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年十二月二十五日農林水産省告示第千六百九十一号（三から九に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに嘉麻市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（令和三年一月五日農林水産省告示第三十二号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成二十年八月十四日農林水産省告示第千千六十七号（三（八女市立花町白木字本谷八八七九、黒木町田代字菅之谷三七〇七、星野村字立山一〇五一六の一を除く。）に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（令和三年一月五日農林水産省告示第三十二号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成二十年八月十四日農林水産省告示第千千六十七号（三（八女市立花町白木字本谷八八七九、黒木町田代字菅之谷三七〇七、星野村字立山一〇五一六の一を除く。）に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県東白川郡塙町大字東河内字庚申塚七一の五、大字木野反字赤坂五六の一

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県大沼郡金山町大字大栗山字白岩二四六一の一から二四六一の一まで、二五三六、二五七八、二五八一、二六〇九、二六二三、字下居平二四六〇、二四七三の七、二五五〇の五から二五五〇の一〇まで、大字小栗山字腰巻二二一七の一、二二三〇の一、二二三〇の二、大字中川字前林三八五の五（国有林）、三八五の二、三八五の三、字上野原二二八の七（国有林）、二二八の五、大字玉梨字大妻二一三四の六七、大字大志字古屋敷一四四九、一四五六から一四五八まで、一四五八のイ、一四五九の一、一四五九のロ、大字川口字下岩下一四〇一の一、一四二六の一、字蛇沢一五七二、一五七三の一、一五七三の四、一五七四、一五七五、字金洗道上一五四三の一、一五四三の二、一五四四、一五四五

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福岡県北九州市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、北九州市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秋田県横手市大森町八沢木字真山二三の一一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秋田県能代市二ツ井町田代字堂ノ下五四の五、五四の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字堂ノ下五四の六（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秋田県大館市比内町大葛字小栩沢二一、二六、三〇の一、三三、三五の一、三五の三、三七の二、四〇、四一、四三から四五まで、四七の一、四七の二、四九、五一から五三まで、五五、五六、五七の三、六四の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秋田県能代市二ツ井町加護山字加護山一、二、一六、二八、五七、七八、八三の一、八三の五、八四の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字加護山一六・八三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県志摩市・度会郡大紀町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

志摩市（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに志摩市役所及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県鳥羽市・度会郡南伊勢町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

鳥羽市（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに鳥羽市役所及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第五十三号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十二条第二項において準用する同法第三十一条第一項の規定に基づき、令和七年四月八日付けで次のように同法第九条第一項の登録の更新をしたので、同法第四十四条第一号に該当するものとして同条の規定に基づき公示する。

令和七年四月八日

経済産業大臣　武藤　容治

登録の区分	国内登録検査機関
一　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。）	ＳＧＳジャパン株式会社 神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町１３４番地　横浜ビジネスパーク　ノースクエアⅠ　１、３、５階

（参考）

ＳＧＳジャパン株式会社の事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

ＳＧＳジャパン株式会社　本社（神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町１３４番地　横浜ビジネスパーク　ノースクエアⅠ　１、３、５階）

ＳＧＳジャパン株式会社　北山田試験所（神奈川県横浜市都筑区北山田３丁目５番地２３号）

○国土交通省告示第二百八十号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の九の規定により、同規則第七条の六第二項第二号から第四号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第七条の十八第二号の規定により、公示する。

令和七年四月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

（登録基礎ぐい工事試験）

㈠　登録番号　一

㈡　登録技術試験実施機関の変更後の氏名又は名称

一般社団法人　日本基礎建設協会

一般社団法人　コンクリートパイル・ポール協会

一般社団法人　鋼管杭・鋼矢板技術協会

㈢　登録技術試験実施機関の変更後の代表者の氏名

一般社団法人　日本基礎建設協会　脇　雅史

一般社団法人　コンクリートパイル・ポール協会　塚本　博

一般社団法人　鋼管杭・鋼矢板技術協会　岡原美知夫

㈣　登録技術試験実施機関の変更後の事務所の名称及び所在地

一般社団法人　日本基礎建設協会　東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目八番十二号

一般社団法人　コンクリートパイル・ポール協会　東京都港区浜松町二丁目七番十五号

一般社団法人　鋼管杭・鋼矢板技術協会　東京都中央区日本橋茅場町三丁目二番十号

㈤　登録技術試験実施機関の変更後の試験事務を開始する年月日

令和八年四月一日

○国土交通省告示第二百八十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

草葉川

二　砂防法第二条の土地の表示

福岡県みやま市瀬高町大草字山内及び字向坂の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点　北緯三三度〇九分二六秒〇二四七　東経一三〇度三〇分四五秒三八八七

二点　北緯三三度〇九分二五秒九九五五　東経一三〇度三〇分四六秒〇四二〇

三点　北緯三三度〇九分二五秒〇八八三　東経一三〇度三〇分四六秒八九八二

四点　北緯三三度〇九分二四秒八六一三　東経一三〇度三〇分四七秒四八八三

五点　北緯三三度〇九分二四秒七一二八　東経一三〇度三〇分四七秒五七六六

六点　北緯三三度〇九分二四秒二〇八五　東経一三〇度三〇分四七秒四〇六六

七点　北緯三三度〇九分二三秒七七九六　東経一三〇度三〇分四七秒五六三一

八点　北緯三三度〇九分二三秒一八三三　東経一三〇度三〇分四七秒四一三〇

九点　北緯三三度〇九分二三秒〇九五三　東経一三〇度三〇分四七秒一六三四

十点　北緯三三度〇九分二三秒八九〇一　東経一三〇度三〇分四六秒七〇七四

十一点　北緯三三度〇九分二四秒〇三四九　東経一三〇度三〇分四五秒九八四九

十二点　北緯三三度〇九分二四秒二五七七　東経一三〇度三〇分四五秒八〇四四

十三点　北緯三三度〇九分二三秒〇四六九　東経一三〇度三〇分四六秒〇〇五四

十四点　北緯三三度〇九分二五秒一一八　東経一三〇度三〇分四五秒五六一〇

○国土交通省告示第二百八十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

右俣谷

二　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県高山市奥飛騨温泉郷神坂字右俣の区域内の土地のうち、次の一点から百二十七点までを順次結んだ線及び一点と百二十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十六年建設省告示第四十二号で指定した右俣谷に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	36°17′33.6168″	137°35′26.1925″
2	36°17′34.0525″	137°35′26.0588″
3	36°17′34.3970″	137°35′25.9569″
4	36°17′34.4570″	137°35′25.9392″
5	36°17′35.2026″	137°35′25.8683″
6	36°17′36.1966″	137°35′26.5359″
7	36°17′36.3030″	137°35′26.9019″
8	36°17′36.4811″	137°35′27.0772″
9	36°17′36.2601″	137°35′27.8478″
10	36°17′36.1776″	137°35′27.8793″
11	36°17′35.7528″	137°35′28.0455″
12	36°17′35.7161″	137°35′28.0633″
13	36°17′36.4665″	137°35′29.4966″
14	36°17′36.9826″	137°35′29.7636″
15	36°17′37.4829″	137°35′30.2646″
16	36°17′38.0593″	137°35′30.8419″
17	36°17′38.8561″	137°35′32.1231″
18	36°17′39.7929″	137°35′33.3029″
19	36°17′39.9004″	137°35′33.5292″
20	36°17′39.9060″	137°35′33.5345″
21	36°17′40.1755″	137°35′34.0566″
22	36°17′40.2240″	137°35′34.1505″
23	36°17′40.4971″	137°35′34.6790″
24	36°17′41.0305″	137°35′35.7114″
25	36°17′41.0721″	137°35′36.4661″
26	36°17′41.0738″	137°35′36.4969″
27	36°17′41.5751″	137°35′36.6581″
28	36°17′41.8188″	137°35′36.8538″
29	36°17′42.1834″	137°35′37.1466″
30	36°17′42.4115″	137°35′37.6267″
31	36°17′42.5118″	137°35′37.8379″
32	36°17′42.5604″	137°35′38.7321″
33	36°17′42.8889″	137°35′39.4235″
34	36°17′43.4972″	137°35′39.9119″
35	36°17′43.9655″	137°35′40.5018″
36	36°17′44.1541″	137°35′41.2946″
37	36°17′44.3240″	137°35′42.3726″
38	36°17′44.8061″	137°35′42.9092″
39	36°17′45.1189″	137°35′44.8756″
40	36°17′44.4635″	137°35′45.7742″
41	36°17′44.2502″	137°35′46.0668″
42	36°17′44.4328″	137°35′46.2700″
43	36°17′45.0576″	137°35′46.4173″
44	36°17′46.7334″	137°35′47.6137″
45	36°17′47.5943″	137°35′48.9034″
46	36°17′48.0162″	137°35′49.6544″
47	36°17′47.1719″	137°35′50.2976″
48	36°17′46.5579″	137°35′50.7655″
49	36°17′46.1558″	137°35′51.0715″
50	36°17′45.7611″	137°35′51.3723″
51	36°17′45.4033″	137°35′51.6449″
52	36°17′45.1184″	137°35′52.2871″
53	36°17′44.8738″	137°35′52.4967″
54	36°17′44.4877″	137°35′51.8095″
55	36°17′44.1767″	137°35′51.3435″
56	36°17′43.6801″	137°35′50.9890″
57	36°17′43.3393″	137°35′50.9086″
58	36°17′43.3077″	137°35′50.9520″
59	36°17′42.1391″	137°35′51.7704″
60	36°17′41.9146″	137°35′51.7585″
61	36°17′41.4476″	137°35′51.5801″
62	36°17′41.1256″	137°35′51.3161″
63	36°17′40.8123″	137°35′51.0090″
64	36°17′40.7369″	137°35′50.9944″
65	36°17′40.7016″	137°35′50.9248″
66	36°17′40.3469″	137°35′50.5356″
67	36°17′40.2294″	137°35′50.3832″
68	36°17′40.1041″	137°35′50.2743″
69	36°17′39.2960″	137°35′49.3389″
70	36°17′39.1422″	137°35′49.1288″
71	36°17′38.9982″	137°35′48.9067″
72	36°17′38.8098″	137°35′48.6867″
73	36°17′38.5963″	137°35′48.5048″
74	36°17′38.2513″	137°35′48.2820″
75	36°17′37.9427″	137°35′47.8895″
76	36°17′37.4743″	137°35′47.7867″
77	36°17′37.1828″	137°35′47.6010″
78	36°17′36.6730″	137°35′47.3655″
79	36°17′36.0578″	137°35′47.1966″
80	36°17′35.9168″	137°35′47.1953″
81	36°17′35.8286″	137°35′47.2782″
82	36°17′35.5564″	137°35′47.2870″
83	36°17′35.3855″	137°35′47.2539″
84	36°17′35.2665″	137°35′47.2503″
85	36°17′35.0311″	137°35′47.1182″
86	36°17′34.9830″	137°35′46.6120″
87	36°17′34.8999″	137°35′46.1312″
88	36°17′34.7194″	137°35′45.8504″
89	36°17′34.7245″	137°35′45.8454″
90	36°17′34.6600″	137°35′45.7449″
91	36°17′34.4089″	137°35′45.1812″
92	36°17′34.3257″	137°35′44.4238″
93	36°17′34.3530″	137°35′44.1695″
94	36°17′34.4382″	137°35′43.6458″
95	36°17′34.4823″	137°35′43.3751″
96	36°17′34.5662″	137°35′42.8599″
97	36°17′34.6270″	137°35′42.4866″
98	36°17′34.6942″	137°35′42.0741″
99	36°17′34.7043″	137°35′42.0116″
100	36°17′34.8173″	137°35′41.3177″
101	36°17′34.8221″	137°35′41.2880″
102	36°17′34.9234″	137°35′40.4900″
103	36°17′34.9727″	137°35′39.6845″
104	36°17′34.9697″	137°35′38.8767″

105	36° 17′ 34.9145″	137° 35′ 38.0718″
106	36° 17′ 34.8074″	137° 35′ 37.2749″
107	36° 17′ 34.6491″	137° 35′ 36.4911″
108	36° 17′ 34.5564″	137° 35′ 36.1255″
109	36° 17′ 34.4483″	137° 35′ 35.7258″
110	36° 17′ 34.2426″	137° 35′ 34.9655″
111	36° 17′ 34.0832″	137° 35′ 34.3760″
112	36° 17′ 34.0350″	137° 35′ 34.2042″
113	36° 17′ 33.9764″	137° 35′ 33.7960″
114	36° 17′ 33.8415″	137° 35′ 33.4227″
115	36° 17′ 33.6917″	137° 35′ 33.0583″
116	36° 17′ 33.4718″	137° 35′ 32.7451″
117	36° 17′ 33.3867″	137° 35′ 32.5764″
118	36° 17′ 33.1537″	137° 35′ 32.1268″
119	36° 17′ 33.1229″	137° 35′ 32.0669
120	36° 17′ 32.8525″	137° 35′ 31.4809″
121	36° 17′ 32.8083″	137° 35′ 31.3748″
122	36° 17′ 32.7895″	137° 35′ 31.3297″
123	36° 17′ 32.2642″	137° 35′ 30.3264″
124	36° 17′ 32.2196″	137° 35′ 30.2412″
125	36° 17′ 32.0765″	137° 35′ 29.9680″
126	36° 17′ 31.2369″	137° 35′ 28.8063″
127	36° 17′ 31.7657″	137° 35′ 27.7904″

○国土交通省告示第二百八十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高原川

二　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県高山市奥飛騨温泉郷一重ケ根字どぶけ原の区域内の土地のうち、次の一点から三十一点までを順次結んだ線及び一点と三十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 12′ 42.9274″	137° 32′ 37.7538″
2	36° 12′ 42.8356″	137° 32′ 36.8010″
3	36° 12′ 42.6540″	137° 32′ 36.1360″
4	36° 12′ 42.5572″	137° 32′ 35.6078″
5	36° 12′ 42.3638″	137° 32′ 35.2404″
6	36° 12′ 42.3356″	137° 32′ 35.2008″
7	36° 12′ 43.3059″	137° 32′ 33.6800″
8	36° 12′ 44.9395″	137° 32′ 33.3400″
9	36° 12′ 45.5525″	137° 32′ 33.2253″
10	36° 12′ 47.1523″	137° 32′ 32.8302″
11	36° 12′ 48.7071″	137° 32′ 32.4789″
12	36° 12′ 48.7219″	137° 32′ 32.8108″
13	36° 12′ 48.5715″	137° 32′ 34.0587″
14	36° 12′ 48.4547″	137° 32′ 34.6546″
15	36° 12′ 48.1538″	137° 32′ 35.2226″
16	36° 12′ 48.1192″	137° 32′ 35.5598″
17	36° 12′ 47.3157″	137° 32′ 35.9847″
18	36° 12′ 46.9607″	137° 32′ 35.9959″
19	36° 12′ 46.6638″	137° 32′ 35.9419″
20	36° 12′ 46.3486″	137° 32′ 36.1252″
21	36° 12′ 46.0774″	137° 32′ 36.4214″
22	36° 12′ 45.7750″	137° 32′ 36.5562″
23	36° 12′ 45.3932″	137° 32′ 36.4214″
24	36° 12′ 44.6322″	137° 32′ 36.8177″
25	36° 12′ 44.6509″	137° 32′ 36.9303″
26	36° 12′ 44.6361″	137° 32′ 37.2332″
27	36° 12′ 44.5873″	137° 32′ 37.2923″
28	36° 12′ 44.7706″	137° 32′ 39.8875″
29	36° 12′ 44.0485″	137° 32′ 38.9143″
30	36° 12′ 43.0643″	137° 32′ 39.0817″
31	36° 12′ 42.9605″	137° 32′ 38.3327″

○国土交通省告示第二百八十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

堀入沢

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県山梨市牧丘町西保下字小田野、同市牧丘町西保中字山ノ神及び字小田ノ入の区域内の土地のうち、次の一点から三十三点までを順次結んだ線及び一点と三十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点　北緯三五度四四分三五秒五〇六三　東経一三八度四〇分四六秒九五一〇
二点　北緯三五度四四分三五秒九九九六　東経一三八度四〇分四六秒一四四七
三点　北緯三五度四四分三六秒六三一七　東経一三八度四〇分四五秒九六九五
四点　北緯三五度四四分三七秒四〇九六　東経一三八度四〇分四五秒二四六三
五点　北緯三五度四四分三七秒五五九七　東経一三八度四〇分四四秒五九〇六
六点　北緯三五度四四分三七秒八六〇六　東経一三八度四〇分四四秒三三三五
七点　北緯三五度四四分三八秒〇六七八　東経一三八度四〇分四四秒二一八二
八点　北緯三五度四四分三八秒〇四五一　東経一三八度四〇分四四秒四一七二
九点　北緯三五度四四分三八秒〇一七九　東経一三八度四〇分四四秒四六七七
十点　北緯三五度四四分三七秒九八三一　東経一三八度四〇分四四秒四六〇七
十一点　北緯三五度四四分三七秒九七一四　東経一三八度四〇分四四秒四七〇四
十二点　北緯三五度四四分三七秒九五七三　東経一三八度四〇分四四秒五六一一
十三点　北緯三五度四四分三七秒八四三一　東経一三八度四〇分四四秒六五八六
十四点　北緯三五度四四分三七秒七八五三　東経一三八度四〇分四四秒七九七二
十五点　北緯三五度四四分三七秒七四九一　東経一三八度四〇分四四秒九一四七
十六点　北緯三五度四四分三七秒七三一四　東経一三八度四〇分四五秒〇三二七
十七点　北緯三五度四四分三七秒七六二五　東経一三八度四〇分四五秒一五六一
十八点　北緯三五度四四分三七秒七一五〇　東経一三八度四〇分四五秒四〇九八
十九点　北緯三五度四四分三七秒六六九一　東経一三八度四〇分四五秒七二八六
二十点　北緯三五度四四分三七秒七四六四　東経一三八度四〇分四五秒七六八一
二十一点　北緯三五度四四分三七秒四八六六　東経一三八度四〇分四六秒五〇〇五
二十二点　北緯三五度四四分三七秒三〇八八　東経一三八度四〇分四六秒九三〇六
二十三点　北緯三五度四四分三七秒一七三二　東経一三八度四〇分四七秒一七〇五
二十四点　北緯三五度四四分三六秒五一五四　東経一三八度四〇分四七秒四八七九
二十五点　北緯三五度四四分三六秒四〇二八　東経一三八度四〇分四七秒五八三〇
二十六点　北緯三五度四四分三六秒二六六九　東経一三八度四〇分四七秒五八三八
二十七点　北緯三五度四四分三六秒〇九四六　東経一三八度四〇分四七秒四五六四
二十八点　北緯三五度四四分三六秒〇一二一　東経一三八度四〇分四七秒三五〇六
二十九点　北緯三五度四四分三五秒八九九二　東経一三八度四〇分四七秒二四〇〇
三十点　北緯三五度四四分三五秒七八〇四　東経一三八度四〇分四七秒二〇四九

三十一点　北緯三五度四四分三五秒七三二五
　東経一三八度四〇分四七秒一八〇一
三十二点　北緯三五度四四分三五秒六四三六
　東経一三八度四〇分四七秒一四三一
三十三点　北緯三五度四四分三五秒五六二四
　東経一三八度四〇分四七秒一二四〇

○国土交通省告示第二百八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　仲間沢右支川
二　砂防法第二条の土地の表示
　山梨県上野原市大倉字打越の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域
一点　北緯三五度三八分二四秒九〇三一
　東経一三九度〇五分〇七秒〇三八九
二点　北緯三五度三八分二六秒三六三四
　東経一三九度〇五分〇六秒八七六六
三点　北緯三五度三八分二七秒六五六一
　東経一三九度〇五分〇七秒五八一三
四点　北緯三五度三八分二七秒四四七二
　東経一三九度〇五分〇八秒一四七七
五点　北緯三五度三八分二六秒六三九四
　東経一三九度〇五分〇八秒三五九九
六点　北緯三五度三八分二四秒九〇三〇
　東経一三九度〇五分〇七秒六一六九
七点　北緯三五度三八分二四秒七八九六
　東経一三九度〇五分〇七秒一四三八

○防衛省告示第八十一号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定により、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

令和七年四月八日

防衛大臣　中谷　元

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）	令和七年二月二十日から同年四月十五日まで	令和七年四月十六日から同年七月十五日まで
（令和六年防衛省告示第百二十四号）		

○国土交通省告示第二百八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　下川
二　砂防法第二条の土地の表示
　山梨県上野原市桐原字白山及び字祭上の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十八年建設省告示第百六十五号で指定した同号二七に掲げる土地の区域を除く。）
一点　北緯三五度四〇分五六秒六七四〇
　東経一三九度〇四分四五秒七三五七
二点　北緯三五度四〇分五七秒六二九四
　東経一三九度〇四分四四秒七六六二
三点　北緯三五度四一分〇二秒一四八二
　東経一三九度〇四分四六秒四四四五
四点　北緯三五度四一分〇二秒七〇八六
　東経一三九度〇四分四七秒一五一五
五点　北緯三五度四一分〇二秒五八〇七
　東経一三九度〇四分四七秒三六七四
六点　北緯三五度四一分〇一秒〇七一九
　東経一三九度〇四分四六秒八五二〇
七点　北緯三五度四〇分五九秒七七三七
　東経一三九度〇四分四六秒九二四八
八点　北緯三五度四〇分五七秒六三三六
　東経一三九度〇四分四七秒七四九〇
九点　北緯三五度四〇分五六秒八三五七
　東経一三九度〇四分四六秒八六八七

○東北地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、告示する。

その関係図面は、令和七年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月八日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百十三号
(三)　道路の区域

区間　変更前／後別　敷地の幅員　延長

山形県西置賜郡飯豊町大字手ノ子字日陰二三八二番二五から同町大字手ノ子字西三二一六四番一まで　前　五〇・五三～八九・八〇メートル　一一〇〇メートル
後　三二・六三～六〇・二六　〇〇・一一〇

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、告示する。

その関係図面は、令和七年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月八日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名　百十三号　山形県西置賜郡飯豊町大字手ノ子字日陰二三八二番二五から同町大字手ノ子字西三二一六四番一まで

供用開始の区間　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月八日

○中部地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、告示する。

その関係図面は、令和七年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月八日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　一号
(三)　道路の区域

区間　変更前／後別　敷地の幅員　延長

亀山市関町市瀬字権現沖二四七番一から同市関町市瀬字権現沖二三二番一まで　前　一六・四〇～二二・八〇メートル　〇〇・二一〇キロメートル
後　一九・二〇～三四・八〇　〇〇・二一〇

亀山市関町沓掛字樋尻谷二五〇番三から同市関町沓掛字樋尻谷二一二番まで　前　六〇・〇〇～六八・二〇　〇〇・〇六〇
後　六六・五〇～七〇・七〇　〇〇・〇六〇

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月八日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十二号　田辺市芳養町字茨谷七九六番一から同市芳養町字七石二一四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月八日

国会事項

衆議院

議案送付

四月四日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

児童福祉法等の一部を改正する法律案

質問書提出

四月四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米国ハワイ州カウアイ島における自衛隊員による車両死亡事故に関する質問主意書（屋良朝博提出）

答弁書受領

四月四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員八幡愛提出屋外広告物規制と表現の自由に関する質問に対する答弁書

衆議院議員福田玄提出「処方箋を必要としない薬局医薬品」の取扱いに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員北野裕子提出大規模プラットフォーム事業者の削除措置に対する手続保障に関する質問に対する答弁書

衆議院議員藤原規眞提出再審請求中の死刑執行に関する質問に対する答弁書

衆議院議員杉村慎治提出統計調査を民間に委託する際の管理体制に関する質問に対する答弁書

衆議院議員杉村慎治提出義務教育及び高等学校教育における確定申告の実務教育に関する質問に対する答弁書

参議院

議案受領

四月四日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

質問主意書提出

四月四日議員から次の質問主意書が提出された。

沖縄防衛局が普天間第二小学校に設置したカメラ及び映像データに関する質問主意書（山本太郎提出）（第八六号）

原子力災害時における住民避難のための実動組織による支援に関する質問主意書（山本太郎提出）（第八七号）

犬肉の輸入統計に関する質問主意書（平山佐知子提出）（第八八号）

犬猫等のブリーダーに係る免許制導入に関する質問主意書（平山佐知子提出）（第八九号）

トランプ大統領の言動と「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持」との整合性に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第九〇号）

答弁書受領

四月四日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田聡提出フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する質問に対する答弁書（第六八号）

参議院議員浜田聡提出千葉県知事選挙の候補者であった立花孝志氏に対する傷害事件発生時の警察の現場対応の妥当性に関する質問に対する答弁書（第六九号）

参議院議員神谷宗幣提出「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する質問に対する答弁書（第七〇号）

参議院議員神谷宗幣提出デジタル・ポジティブ・アクションに関する質問に対する答弁書（第七一号）

人事異動

内閣

（東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　鈴木まなみ

（同）同　臼倉　尭史

（東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　光武　敬志

（同）同　燒尾　圭太

願に依り本官並びに兼官を免ずる（各通）（四月四日）

内閣府

上皇侍従　伊藤　敬

皇嗣職宮務官　大内あづさ

皇嗣職侍医　金子　正英

宮内庁長官秘書官　下遠　武宏

願に依り本官を免ずる（各通）（三月三十一日）

宮原　和洋

侍医に任命する　野本　祐二

上皇侍従に任命する　土居侑一朗

皇嗣職宮務官に任命する　松本　容子

皇嗣職侍医に任命する　宮前　純也

宮内庁長官秘書官に任命する（以上四月一日）

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する　正八位　渡邉　勝

従五位に叙する（各通）　庄司　憲夫　藪　小太郎

秋山　武雄　池田　充直

小松　文雄　永田　光治

藤井　公義　三浦　一元

正六位に叙する（各通）　上島　賢一　春名　美彦

（福岡県志免町議会議員）　魚井　有

大喜多正次　太田　朗　牛房　良嗣

金谷　邦夫　木村　幾久　片山　利恭

白井　茂男　玉置　勝彦　島原　豊

（愛知県警部）　深井　房明　細川　勝　柘植　秀輝

従六位に叙する（各通）　松林　兵吾

谷脇　昭義

従七位に叙する（以上二月二十七日）　池田　正之

（京都大学名誉教授）

正四位に叙する　大橋　俊二

従四位に叙する（各通）　三枝　安茂

正五位に叙する　相澤　光哉

従五位に叙する　中村　寛治

石神　榮次　内橋　康二

瀬山　宏昭　早瀬　智啓

正六位に叙する（各通）　阿部　郁夫　井上　浩孝

菊島　圭司　佐藤　光男

松永　文雄　宮地　計

（静岡県警部）　林　政勝

正七位に叙する（各通）　今村　重幸　川面　宏樹　酒見　奎一

従七位に叙する（各通）（以上二月二十八日）　遠藤　利　田中　泰雄

従四位に叙する（各通）　白金恭之助

従五位に叙する　鵜養　秀男

名取　弘　遠藤　俊明

彦坂　信行

正六位に叙する（各通）　青木　伸一　足立　和敏　大倉　啓之

河村　猛　北川久美男　鈴木　雅久

曽根　満　高嶋　時雄　辻下　正史

出崎　康夫　原　裕　星　伊作

従六位に叙する（各通）　榎田　善彦　藤田　英一　山田　晋

正七位に叙する（各通）　武花　正廣　矢谷　正範　吉岡　久美

従七位に叙する（各通）（以上三月一日）　川久保省吾　武田安紀彦

正五位に叙する（各通）　井上　浩　大更　孝雄　佐竹　利雄

比嘉　清永　藤江　優景

正六位に叙する（各通）　井上　哲郎　岩田淳次郎　佐藤　與昭

澁谷　善見　星川　正夫　山下　銀藏

山下　元

従六位に叙する（各通）　一色　輝雪　上原　文博　大宅　紳元

片山　和博　小池　英一　嶋谷　禎二

森川　清

正七位に叙する（各通）　新井彌太郎　植田　政男　上田　正彦

遠藤　啓一　工藤　一幸　仲村　孝雄

従七位に叙する（各通）（以上三月二日）　山腰　進

従五位に叙する　鈴村弥榮生

従六位に叙する（以上三月三日）　戸塚　茂　梁瀬　一美

正六位に叙する（各通）　松岡　正晴　片岡　孝　松浦　幽峰

従六位に叙する（以上三月四日）　船橋　清二

従四位に叙する　　名倉　隆
従四位に叙する　　森田　一光
従五位に叙する（各通）　　廣岡　一
従五位に叙する（各通）　　和田喜三郎
正六位に叙する（以上三月五日）
従四位に叙する　　堀込　征雄
正七位に叙する（以上三月六日）　　諸星　茂
従四位に叙する　　福島　紀六
正七位に叙する（三月九日）
○叙勲
旭日双光章を授けられる　　（福岡県志免町議会議員）　　牛房　良嗣
旭日単光章を授けられる（各通）（以上三月二十七日）　　池田　浩二　　田中　健次郎　　堀　哲雄
旭日双光章を授けられる　　米良斗喜雄
旭日双光章を授けられる　　（東京都文京区議会議員）　　片野　隆
旭日単光章を授けられる（各通）（以上三月二十八日）　　西村　修
旭日双光章を授けられる（各通）　　鵜養　秀男　　原　裕　　松　裕
旭日単光章を授けられる（各通）（以上三月二十一日）　　金音房　眞悟　　前田　和洋
旭日単光章を授けられる（各通）（三月二日）　　秋山　辰雄　　山田　高雄
旭日単光章を授けられる（三月四日）　　杉沼　孝司
瑞宝双光章を授けられる（各通）　　藤井　公義　　松林　兵吾　　三春名　美彦
瑞宝双光章を授けられる（各通）　　浅井　利夫　　柘谷　昭義
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上三月二十七日）　　（愛知県警部）　　植脇　秀輝
瑞宝双光章を授けられる（各通）　　林　政勝　　瀬島　昭男　　早中　啓文　　鎌倉　博之　　遠藤　正之　　錦村　弥栄　　山藤　邦彦
瑞宝双光章を授けられる（各通）　　今村　幸　　小田桐　昭英　　柏　次郎　　松岡　菊島　　佐藤　光男　　重　正司
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上三月二十八日）　　鈴木　彦久　　藤田　英一　　根　満　　曽我　哲三　　坂　信行　　木　雅久
瑞宝双光章を授けられる（各通）　　星　伊作　　吉岡　久美
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上三月一日）

旭日双光章を授けられる　　（福岡県志免町議会議員）　　牛房　良嗣
旭日単光章を授けられる（各通）（以上三月二十七日）　　池田　浩二　　田中　健次郎　　堀　哲雄
旭日双光章を授けられる　　米良斗喜雄
旭日双光章を授けられる　　（東京都文京区議会議員）　　片野　隆
旭日単光章を授けられる（各通）（以上三月二十八日）　　西村　修
旭日双光章を授けられる（各通）　　鵜養　秀男　　原　裕　　松　裕
旭日単光章を授けられる（各通）（以上三月一日）　　金音房　眞悟　　前田　和洋
旭日単光章を授けられる（各通）（三月二日）　　秋山　辰雄　　山田　高雄
旭日単光章を授けられる（三月四日）　　杉沼　孝司
瑞宝双光章を授けられる（各通）　　藤井　公義　　松林　兵吾　　三春名　美彦
瑞宝双光章を授けられる（各通）　　浅井　利夫　　柘谷　昭義
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上三月二十七日）　　（愛知県警部）　　植脇　秀輝
瑞宝双光章を授けられる（各通）　　林　政勝　　瀬島　昭男　　早中　啓文　　鎌倉　博之　　遠藤　正之　　錦村　弥栄　　山藤　邦彦
瑞宝双光章を授けられる（各通）　　今村　幸　　小田桐　昭英　　柏　次郎　　松岡　菊島　　佐藤　光男　　重　正司
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上三月二十八日）　　鈴木　彦久　　藤田　英一　　根　満　　曽我　哲三　　坂　信行　　木　雅久
瑞宝双光章を授けられる　　星　伊作　　吉岡　久美
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上三月一日）

瑞宝双光章を授けられる　　井上　浩　　嶋谷　禎二　　藤江　優景
瑞宝双光章を授けられる　　森川　清　　山下　元　　藤江　優景
瑞宝双光章を授けられる（各通）
瑞宝双光章を授けられる　　植田　政男　　上田　正彦　　仲上　孝文
瑞宝双光章を授けられる　　工藤　一幸　　幸田　正治　　村上原　雄博
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上三月二十一日）　　森園　政嗣
瑞宝単光章を授けられる（各通）　　片岡　孝
瑞宝双光章を授けられる（三月四日）　　木下　勝
瑞宝双光章を授けられる（三月五日）　　諸星　茂
瑞宝単光章を授けられる（三月六日）

官報号外

官庁事項

組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料及び飼料添加物について（公表）

次に掲げる組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第１の１の(1)のシ及び別表第２の２の規定に基づき組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認を行ったので、組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第４条の規定に基づき公表する。

令和７年４月８日

農林水産大臣　江藤　　拓

品　種	名　　称	申請者
トウモロコシ	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（ＤＰ51291）	コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社
フィターゼ	ＣＲＣ2836―13885ＬＶＳ_ＥＴＤ ＭＢ＃２株を利用して生産されたフィターゼ	ダニスコジャパン株式会社

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示

船員法第百条の十五に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第百条の二十八の規定により公示する。

令和七年四月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　代表者の変更

㈠　代表者の氏名の変更

変更前	坂下　広朗
変更後	菅　　勇人

㈡　変更年月日　令和七年三月二十一日

九州地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和７年４月８日

九州地方整備局長　森田　康夫

1　河川の名称　肝属川水系肝属川
2　河川管理施設の名称又は種類　俣瀬樋管
3　河川管理施設の位置　鹿児島県肝属郡東串良町新川西字昭和田1348番地先
4　管理を行う者の氏名及び住所
　氏名　川西排水機場管理者　東串良町長　宮原　　順
　住所　鹿児島県肝属郡東串良町川西1543番地
5　管理の内容　兼用工作物の操作、点検及び整備
6　管理の期間　令和７年３月12日から俣瀬樋管の存続する日まで

国家試験

中小企業診断士試験に関する公告

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成12年通商産業省令第192号）第39条第２項の規定に基づき、令和７年度における中小企業診断士試験を実施する期日、場所その他試験の実施に必要な事項を次のとおり公告する。

令和７年４月８日

経済産業大臣　武藤　容治

Ⅰ．第１次試験
1　受験資格　年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。
2　試験期日　令和７年８月２日（土曜日）及び令和７年８月３日（日曜日）
3　試験科目及び試験の方法　第１次試験は、次に掲げる科目について、多肢選択式による筆記の方法により行う。

なお、他の国家試験の合格者等又は令和５年度若しくは令和６年度の第１次試験の一部の科目に合格した者に対して、その者の申請により当該試験科目を免除することができるものとする。
⑴　経済学・経済政策
⑵　財務・会計
⑶　企業経営理論
⑷　運営管理（オペレーション・マネジメント）
⑸　経営法務
⑹　経営情報システム
⑺　中小企業経営・中小企業政策
4　試験地　札幌、仙台、東京、名古屋、金沢、大阪、広島、松山、福岡、那覇の各地区
5　試験の実施に関する事務を行う機関　一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会
6　受験手数料　14,500円
7　受験申込受付期間及び受験申込方法
⑴　受験申込受付期間　令和７年４月24日（木曜日）から令和７年５月28日（水曜日）まで
⑵　受験申込方法　Ⅰの7⑴に掲げる受験申込受付期間内に、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会が提供するオンライン申込システムにおいて受験申込手続きを行うとともに、受験手数料及びオンライン決済事務手数料を一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会が指定する決済方法により支払うこと。
8　合格発表
⑴　第１次試験合格者　令和７年９月２日（火曜日）に、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会のホームページにおいて合格者の受験番号を掲載する。
　また、第１次試験合格者には、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会から中小企業診断士第１次試験合格証書をオンラインにより交付する。
⑵　科目合格者　令和７年９月２日（火曜日）に、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会のホームページにおいて科目合格者の受験番号を掲載する。
　また、科目合格者には、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会から科目合格通知書をオンラインにより交付する。
9　その他　試験の詳細については、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会がホームページで公表する中小企業診断士第１次試験案内を参照すること。

Ⅱ．第２次試験

1　受験資格　令和６年度若しくは令和７年度の第１次試験に合格した者又は中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令及び中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第79号）附則第５条第１項第２号の規定により第１次試験の合格を経ずに受験することができる者。

2　試験期日

⑴　筆記試験　令和７年10月26日（日曜日）

⑵　口述試験　令和８年１月25日（日曜日）

3　試験科目及び試験の方法　第２次試験は、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例について、短答式又は論文式による筆記試験を行い、当該筆記試験において相当の成績を得た者について口述試験を行う。

4　試験地　札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の各地区

5　試験の実施に関する事務を行う機関　一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会

6　受験手数料　17,800円

7　受験申込受付期間及び受験申込方法

⑴　受験申込受付期間　令和７年９月２日（火曜日）から令和７年９月22日（月曜日）まで

⑵　受験申込方法　Ⅱの７⑴に掲げる受験申込受付期間内に、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会が提供するオンライン申込システムにおいて受験申込手続きを行うとともに、受験手数料及びオンライン決済事務手数料を一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会が指定する決済方法により支払うこと。

8　口述試験を受ける資格を得た者の発表　令和８年１月14日（水曜日）に、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会のホームページにおいて口述試験を受ける資格を得た者の受験番号を掲載する。

また、口述試験を受ける資格を得た者には、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会から中小企業診断士口述試験案内を郵送する。

9　合格発表　令和８年２月４日（水曜日）に、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会のホームページにおいて合格者の受験番号を掲載する。

また、第２次試験合格者には、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会から中小企業診断士第２次試験合格証書をオンラインにより交付する。

10　その他　試験の詳細については、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会がホームページで公表する中小企業診断士第２次試験案内を参照すること。

公　告

諸　事　項

鉱業財団

島根県益田市元町17番４号**西日本鉱業株式会社**の島根県益田市鉱区の鉱業財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年４月８日　松江地方法務局益田支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３号
栃木県佐野市植下町427番地
清算株式会社　株式会社柿沼工業
代表清算人　柿沼　寛一
１　決定年月日　令和７年３月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（ヒ）第１号
神奈川県座間市相模が丘１丁目40番15号
清算株式会社　株式会社ぴーぷる
代表清算人　大澤　敏男
１　決定年月日　令和７年３月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（ヒ）第１号
兵庫県姫路市呉服町70番地
清算株式会社　株式会社ＣＳ管理会社
代表清算人　松尾健一郎
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（ヒ）第１００１号
鳥取市南安長３丁目２番地２
清算株式会社　株式会社大西カーサービス
代表清算人　大西　利雄
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鳥取地方裁判所民事部

特別清算終結

令和５年（ヒ）第３号
北海道滝川市栄町２丁目１番16号
清算株式会社　株式会社ＫＯＮＮＯ
代表清算人　今野　義一
１　決定年月日　令和７年３月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所滝川支部

令和６年（ヒ）第２００２号
青森市桜川７丁目19番16号安保方、商業登記記録上の本店　青森市花園一丁目28番６号
清算株式会社　萬成企業株式会社
１　決定年月日　令和７年３月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
青森地方裁判所第２民事部

令和６年（ヒ）第５号
千葉県君津市豊英355番地10
清算株式会社　株式会社佐藤興産
１　決定年月日　令和７年３月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所木更津支部

特別清算協定認可

令和６年（ヒ）第２０９０号
東京都中央区東日本橋１丁目１番７号
清算株式会社　Ａｃｅ　Ａｓｉａ　Ａｇｅｎｃｙ株式会社
代表清算人　大西　啓介
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　共益債権及び優先債権
協定債権者の共同の利益のために要する共益債権、租税その他国税徴収法の例により徴収されるべき請求権及び労働債権等の優先債権は、随時全額弁済する。
第２　協定債権
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、すべての資産を現金化した配当原資のなかから、前記第１の債権及び前項の債権の全額を控除した残余財産（現金）を弁済原資として、別紙協定債権額一覧記載の各協定債権額の割合に応じて弁済する。
２　各協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権額から各弁済額を控除した残額につきその債務を免除する。
３　前記第１及び前記第２の第１項並びに第２項の弁済後、新たな財産が発見された場合は、それを換価したうえで、共益債権を控除した残余財産を弁済原資として、各協定債権者に対し、各協定債権額に按分して弁済する。ただし、当該弁済額の範囲において、前記２の債務免除は撤回されたものとする。
４　割合弁済における端数の処理
各協定債権額について、各協定債権に対する割合弁済において生じる１円未満の端数は四捨五入する。
５　弁済の場所
協定による弁済は、清算人代理人弁護士の法律事務所（東京都港区愛宕一丁目３番４号　愛宕東洋ビル５階　芝綜合法律事務所）において行う。なお、協定債権者がその費用を負担して特定の銀行口座への振込みを求めたときは、銀行振込手続により実施する。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第１７号
岡山市南区浜野４丁目19番20号
清算株式会社　株式会社ケイ
代表清算人　谷田美貴夫
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　弁済の場所・方法
本協定における弁済は、協定債権者（第２の１において定義する。）の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法又は清算株式会社と協定債権者との間で別途合意する方法により行うものとし、振込送金の方法による場合、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
２　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権
１　定義
⑴　本協定における協定債権とは、特別清算開始決定日である令和７年１月17日までの原因に基づいて発生した清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために特別清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する特別清算株式会社に対する費用請求権を除いたものをいい、協定債権を有する債権者を協定債権者という。なお、協定債権者及び後述する協定債権元本額は別表１記載のとおりである。
⑵　協定債権元本とは、協定債権のうち、利息債権、遅延損害金、遅延利息、違約金、精算金等にかかる債権を除いたものをいう。
２　弁済
⑴　基本弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、清算株式会社の資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、別表２の非保全債権額に応じて按分して弁済する。
⑵　追加弁済
前記第２・２⑴による弁済の後、新たな財産が発見された場合、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を、別表２の非保全債権額に応じて按分して弁済する。
第３　債務免除等
１　協定債権元本
各協定債権者は、前記第２・２⑴に基づく弁済を受けたとき、清算株式会社に対し、協定債権元本額から既弁済額を控除した残額全てについて、その債務を免除する。
また、清算株式会社が、上記債務免除の効力発生後に前記第２・２⑵に基づき追加弁済を行う場合、各協定債権者が行った上記債務免除の効力は、債務免除時に遡って、各追加弁済の限度で失われるものとする。
２　協定債権元本以外の協定債権
各協定債権者は、清算株式会社に対し、協定債権元本以外の協定債権について、本協定の認可決定確定時に全額を免除する。
第４　共益的債権及び優先債権の弁済
清算株式会社は、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般の優先権がある債権並びに裁判所から支払いの許可を受けた債権は随時に弁済する。
（別紙省略）
岡山地方裁判所第３民事部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

令和６年（再）第３１号
茨城県筑西市下江連1226番地
再生債務者　日本電解株式会社
決定の要旨　令和７年３月10日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
令和７年３月27日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両組合の最終事業年度に係る貸借対照表は、甲及び乙それぞれの主たる事務所に備え置いております。

令和七年四月八日

秋田県大館市大茂内字諏訪下一四九番地四

（甲）大館市小茂内沢牧野農業協同組合

代表理事　中村　道直

秋田県大館市上代野字上代野五番地

（乙）長木村上代野牧野農業協同組合

代表理事　三浦　功達

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月八日

東京都中央区日本橋二丁目一番一七号丹生ビル二階

（甲）ディスタンシティ合同会社

代表社員　越野　友春

東京都台東区上野六丁目一番六号御徒町グリーンハイツ一〇〇五号

（乙）合同会社アンレーヴ

代表社員　越野　友春

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己及び庚の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己及び庚は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月八日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

（甲）地主株式会社

代表取締役　西羅　弘文

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号新丸の内ビルディング一三Ｆ

（乙）合同会社市ヶ谷インベストメント

代表社員　地主株式会社

職務執行者　西羅　弘文

名古屋市中村区名駅四丁目七番一号ミッドランドスクエア一〇Ｆ

（丙）丸の内土地開発合同会社

代表社員　地主株式会社

職務執行者　西羅　弘文

大阪市中央区今橋四丁目一番一号

（丁）神宮前キャピタル合同会社

代表社員　地主株式会社

職務執行者　西羅　弘文

東京都港区南青山三丁目一〇番四一号ジュエル青山ビル二階

（戊）合同会社エヌ・ワイ・ランド

代表社員　地主株式会社

職務執行者　西羅　弘文

大阪市中央区本町四丁目八番一号ＳＤ本町ビル七〇二号

（己）合同会社エイチ・ケー・インベストメント

代表社員　地主株式会社

職務執行者　西羅　弘文

名古屋市東区東桜二丁目九番三四号成田ビル一階

（庚）合同会社セントラルイースト

代表社員　地主株式会社

職務執行者　西羅　弘文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月二十三日

掲載頁　一二七頁（号外第二四八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月二十三日

掲載頁　一三一頁（号外第二四八号）

令和七年四月八日

長野県上田市下塩尻九五〇番地

（甲）信州ハム株式会社

代表取締役　堀川　善弘

長野県千曲市大字屋代一二六九番地

（乙）株式会社コック・フーズ

代表取締役　古金　和幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年四月三日に終了し、乙の総社員の同意も同日得られております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月十一日

掲載頁　七十四頁（号外第二三九号）

令和七年四月八日

愛知県田原市豊島町道南二二番地三

（甲）株式会社すみれシア

（合併後の新商号、株式会社ケアサポートにじいろ）

代表取締役　内藤　昭裕

愛知県田原市田原町栄巌七九番地一

（乙）合同会社ないろ

代表社員　山内　美江

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://lahd.co.jp/

（乙）https://lahd.co.jp/

令和七年四月八日

沖縄県那覇市泊一丁目二番地三

（甲）株式会社ファンスタイル

代表取締役　畑地　茂

沖縄県那覇市泊一丁目二番地三

（乙）株式会社ファンスタイルエージェンシー

代表取締役　畑地　茂

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月八日

神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号

（甲）鎌倉キャピタル合同会社

代表社員　金谷　正文

東京都港区港南四丁目六番五―三一〇三号

（乙）合同会社マヌル電電

代表社員　小口　裕太

新設分割公告

当行は、新設分割により新設する京都Ｍ＆Ａアドバイザリー株式会社（住所京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町七〇〇番地）に対して当行のＭ＆Ａ支援事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当行の取締役会の承認決議は令和七年三月三十一日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kyotobank.co.jp/investor/denshi/index.html

令和七年四月八日

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町七〇〇番地

株式会社京都銀行

取締役頭取　安井　幹也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月八日

埼玉県行田市門井町一―二〇―三タチマンション二〇五

Ｔｒｕｅ　Ｍａｎ　Ｔｒａｄｅｒｓ合同会社

代表社員　アリ・サヒブザディ・カラマト

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年四月八日

東京都中央区日本橋二丁目一番一七号丹生ビル二階　ディスタンシティ合同会社

代表社員　越野　友春

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　七十一頁（号外第七十二号）

令和七年四月八日

東京都足立区西竹の塚一丁目一六番一二号

株式会社マスマティクス・テクノロジー

代表取締役　吉田　朋之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月九日であり、組織変更後の商号は未来映像研究所株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月八日

東京都世田谷区赤堤一丁目二四番五号

未来映像研究所合同会社

代表社員　本間　拓夢

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月八日

大阪府堺市堺区三国ヶ丘御幸通一〇―一

ＳＨＯＵＴＩＭＥ合同会社

代表社員　菊池　昌太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月十一日であり組織変更後の商号は、株式会社ＲＲとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月八日

大阪市天王寺区上汐三丁目二―一六―二〇六号

合同会社ＲＲ

代表社員　赤路　大輝

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は五島汽船株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

令和七年四月八日

長崎県五島市東浜町一丁目一六番五号

五島汽船協業組合

代表理事　村田　修

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千二百万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月二十日であり、株主総会の決議は、令和六年八月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月八日

北海道旭川市東旭川町忠別六〇〇番地の六

有限会社ライフサポート

取締役　岩崎　正則

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千五百万円減少し一億円とし、減少する資本金の額を全額資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月十三日

掲載頁　六十九頁（号外第一四二号）

令和七年四月八日

東京都港区六本木一丁目六番一号

ＳＢＩ金融経済研究所株式会社

代表取締役　北尾　吉孝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千二十八万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月八日

東京都武蔵野市境南町五丁目一番二一号

バルミューダ株式会社

代表取締役　寺尾　玄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一〇五、二五〇千円減少し一〇、〇〇〇千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出ください。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月八日

岐阜県安八郡輪之内町下大榑新田四八二番地の一

ＩＫホールディングス株式会社

代表取締役　井貝　吉秀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千六百七十四万五千五百四十八円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月九日であり、株主総会の決議は、令和七年四月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月二十五日

掲載頁　八十三頁（号外第一七七号）

令和七年四月八日

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目五番七号

パラゴン都市開発株式会社

代表取締役　香山　太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月八日

長崎県壱岐市芦辺町諸吉二亦触一七五六番地一

有限会社アグリランドいき

取締役　川﨑　裕司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六十万円減少し六十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月八日

長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦七九三番地

合同会社西海観光企画

代表社員　前田　勝弥

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五五〇三万七四八八円、資本準備金の額を三億五五〇三万七四八八円減少し、それぞれ一〇〇〇万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年三月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月八日

さいたま市浦和区元町一丁目二六番二―一号

堀廻産業有限会社

代表取締役　栗原　幸一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十一億一千百八十三万一千八百九十五円、資本準備金の額を十五億二千百四十九万九千二百七円減少することにいたしました。

資本金の額の減少については、令和七年三月二十六日開催の定時株主総会において決議をし、資本準備金の額の減少については、同年二月二十日付の取締役会において決議をいたしました。なお、効力発生日は、同年五月九日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月八日

東京都港区芝公園二丁目一一番一号

ソレイジア・ファーマ株式会社

代表取締役　荒井　好裕

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月一一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月八日

埼玉県さいたま市浦和区前地三丁目一七番一〇号

代表取締役　竹前　優子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月八日

東京都新宿区新宿三丁目一七番五号

T&Tビル株式会社

代表取締役　竹之内　勉

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月八日

東京都渋谷区千駄ケ谷一丁目五番六号

株式会社有電社

代表取締役　宇田　克次

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月八日

山口県下関市宝町一一番五号

山口パトロール警備株式会社

代表取締役　新貝　博子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十九億円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和七年四月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ネイピア特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千二百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001282/3i8y/

令和七年四月八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＥＳＲ―ＲＥＩＴ　ＴＭＫ１特定目的会社

取締役　松澤　和浩

債権申出の公告（第一回）

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行することにより、令和七年四月一日、厚生労働大臣により解散の認可があったものとみなされましたので当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

神奈川県川崎市川崎区大川町二番一号

三菱化工機企業年金基金

清算人　渡邊　晃

債権申出の公告（第二回）

当企業年金基金は、令和七年四月一日厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都千代田区内神田二丁目二番一号

昭和産業企業年金基金

清算人　小林絵美子

取消公告

令和七年一月二十一日三十頁掲載の吸収分割公告を取消します。

令和七年四月八日

東京都千代田区紀尾井町四番一号ニューオータニガーデンコート一二階

（甲）株式会社REVOLUTION

代表取締役　砂川優太郎

東京都千代田区紀尾井町四番一号ニューオータニガーデンコート一二階

（乙）株式会社REVOLUTION REALTY

代表取締役　齋藤　洋佑

取消公告

令和七年二月十四日（号外第三十号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

令和七年四月八日

京都府八幡市下奈良蜻蛉尻九番地二

（甲）株式会社藤原運輸商事

代表取締役　藤原　眞吾

京都府八幡市下奈良蜻蛉尻九番地二

（乙）株式会社トータスクリエイション

代表取締役　田中　一也

正　誤

ページ	段	行	誤	正
九	上	終りから二	葛城市	葛城市

令和七年三月二十八日（号外第六十八号）公布政令第八十七号（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令）（印刷誤り）